

温泉の掘削に関する技術基準 (素案)

1. 可燃性天然ガスの発生のおそれがある場合の対策

(1) 坑口の位置

坑口の位置は、敷地境界から8m以上離れておかなければならない。

(2) 噴出の防止

非常時には坑内に泥水を注入して噴出を停止できるようにしておかなければならない。

また、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合には、噴出防止装置を設置しなければならない。

(3) 火気の使用禁止

坑口の周囲8m以内は、裸火を使用する設備があつてはならない。

また、関係者以外立入禁止とともに、火気厳禁と掲示しなければならない。

ただし、その範囲内で裸火を使用する作業（溶接等）をする必要がある場合には、作業の場所と可燃性天然ガスの発生源の間を遮断した上で行わなければならない。

【注】

- 「裸火を使用する設備」には、エンジン、発電機等の内燃機関は該当しない。

(4) ガス警報設備の設置

坑口及び可燃性天然ガスの滞留するおそれがある場所に、ガス警報設備を設置しなければならない。

ガス警報設備は、メタン濃度 1.25% (25%LEL) で警報音を鳴らす設定とする。

(5) 携帯型ガス検知器及び消火器の備付け

携帯型ガス検知器及び消火器を備えておかなければならぬ。

(6) 日常的な点検

毎日1回以上、以下の点検を行い、その結果を記録して保管しておかなければならない。

- ・ 可燃性天然ガスの噴出の兆候がないかの目視点検
- ・ 可燃性天然ガスが濃度が危険な濃度となっていないか、携帯型ガス検知器を用いての点検

(7) 緊急時の措置

(4) のガス警報設備が作動した場合には、循環させる泥水の比重を変更する等の必要な対応を行わなければならない。

また、可燃性天然ガスの噴出が発生した場合には、噴出防止装置を作動させる等の必要な対応を行わなければならない。

(8) 安全対策マニュアルの作成

以下の内容を定めた安全対策マニュアルを作成し、都道府県に提出しなければならない。

- ・ 安全対策に関する役割分担等の明確化（安全担当者の指名を含む）
- ・ 日常的な点検の項目及び手順
- ・ 緊急事態が発生した場合の対応の手順
- ・ その他可燃性天然ガスへの安全対策に関し必要な事項

(9) 掘削工事完了後の安全対策

掘削工事完了後、温泉水に可燃性天然ガスが含まれている場合には、温泉の採取の開始までの間も、採取時の対策に準じ、必要な安全対策を講じなければならない。

(10) 事情に応じた基準の強化等

都道府県は、周辺での可燃性天然ガスの発生の状況や土地の利用状況等からみて必要な場合は、(1)～(9)より厳しい基準を設けることができる。

また、都道府県は、(1)～(9)に定めるもの以外の対策を講じることで同等の安全性が確保できる場合にも、許可を行うことができる。

2. 可燃性天然ガスの発生のおそれがない場合の対策

(1) 坑口の位置

坑口の位置は、敷地境界から3m以上離れていなければならない。

(2) 携帯型ガス検知器の備付け

携帯型ガス検知器を備えておかなければならない。

(3) 日常的な点検

毎日1回以上、以下の点検を行い、その結果を記録して保管しておかなければならない。

- ・ 可燃性天然ガスが発生していないか、携帯型ガス検知器を用いての点検

(4) 可燃性天然ガスが発生した場合

(3) の点検の結果、可燃性天然ガスの発生が確認された場合、1と同様の対策を行うこととする。

ただし、掘削工事の開始後の実施が困難な対策については、行う必要はない。

【注】

- ・ 「掘削工事の開始後の実施が困難な対策」とは、坑口の敷地境界からの一定距離の確保、噴出防止装置の設置等が該当する。

(5) 事情に応じた基準の強化等

1(10) と同様に、都道府県は、(1)～(4)より厳しい基準の設定や、(1)～(4)に定める方法と同等の安全性が確保できる場合の許可ができる。